

佐久都市計画地区計画の決定（御代田町決定）
 都市計画雪窓地区地区計画を次のように決定する。

名	称	雪窓地区地区計画
位	置	北佐久郡御代田町大字御代田 4107 番 41 外
面	積	約 7.1ha
地区計画の目標		<p>本地区は、しなの鉄道と北陸新幹線に挟まれた大林工業団地の南側に位置し、御代田町立南小学校、雪窓保育園が立地する地区である。地区周辺には医療施設、児童館などの公益的施設のほか、緑豊かな公園が隣接し、自然環境と調和した街並みが形成されている。</p> <p>また「御代田町都市計画マスタープラン」では、当町の文教、厚生施設が集積する文教厚生拠点と位置付け、その機能増進を図る地区としている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、町民の学校教育の振興や福祉の増進に寄与する「文教厚生の核」の形成とその機能の充実を図る地区と定める中で、本地区計画において、用途地域変更の効果を維持し、良好な市街地環境と豊かな自然景観が調和した文教厚生拠点の形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用に関する基本方針	<p>御代田町立南小学校や雪窓保育園等の既存教育施設の良い環境の維持、又は必要に応じた施設の機能更新を行い、町民の日常生活に寄与する文教・医療機能の維持・向上を図る。</p> <p>本地区周辺は緑豊かな自然環境と調和した街並みが形成されていることから、本地区においても自然環境と市街地が調和し、閑静で落ち着いたある文教厚生拠点の形成を図るものとする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>御代田町立南小学校や雪窓保育園等の既存教育施設の良い環境の維持、又は必要に応じた施設の機能更新を行い、周辺環境や浅間山などの背景のスカイライン、自然景観と調和した文教厚生拠点の形成を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度の制限を設ける。</p>
地区整備計画	建築物等の用途の制限	<p>当該地区内において次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 店舗、飲食店等でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²を超えるもの。 2 建築基準法別表第 2（に）項第二に掲げる工場 3 建築基準法別表第 2（に）項第三に掲げるポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 4 ホテル又は旅館 5 自動車教習所 6 畜舎 7 火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵又は処理に供するもの
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、敷地境界線までの距離は 1.5 m 以上とする。</p>
	建築物等の高さの最高限度	<p>学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む）、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、病院、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの以外の建築物は 10m とする。</p>
	建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限	<p>建築物等の屋根や外壁の色彩については、原則として原色は避け、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観、建築物等との調和に配慮する。</p>
	現に存する樹木等の保全	<p>地区内の樹木等の保全、育成に努める。建築等の整備にあたっては、周辺の樹林地や公園との調和と町並みの形成に配慮し、既存の樹木等の保全と合わせて積極的に緑化を推進する。</p>

「区域、地区整備計画の区域、地区の区分は計画図表示のとおり」